

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会の設置について

趣 旨

○ 精神保健福祉士制度については、平成10年4月に施行された制度であるが、制度が施行されてから精神保健医療福祉施策を取り巻く環境が大きく変化している。

ex.)障害者自立支援法、医療観察法、自殺対策基本法の成立など

○ また、精神保健福祉士が担うべき社会的な役割が拡大する状況を踏まえ、精神保健福祉士の高い専門性を担保できるような養成及び人材育成の在り方を検討する必要性が生じているとの指摘もある。

(平成18年12月8日「精神保健福祉士のあり方に関する検討について(お願い)」日本精神保健福祉士協会、日本精神保健福祉士養成校協会)

○ 本検討会においては、こうした精神保健福祉士を取り巻く環境の変化に対応した養成の在り方等について検討を行うこととする。

養成の在り方

○精神保健福祉士制度施行からの環境の変化を踏まえた教育カリキュラムの検討を行う。

○実習の在り方を中心として、教員や実習指導者の要件、実習施設の基準とともに、国家試験の在り方、実務経験の範囲、精神保健福祉士の自己研鑽の在り方、卒後研修の在り方等についても、検討事項とする。

※1 社会福祉士の教育内容の見直しについても視野に入れた検討を行う。

※2 また、7回に渡り実施した「精神保健福祉士制度の在り方に関する意見交換会」において、日本精神保健福祉士協会等より提案があった要望事項についても、検討の際に考慮に入れることとする。

① 教育カリキュラムの検討事項

- 職域における活躍を踏まえ、教育カリキュラム及び卒後教育の役割の整理
- 社会福祉士との共通科目の整理
- 保健福祉系大学等における指定科目及び基礎科目の範囲
- 一般養成施設の教育カリキュラムの編成(科目・時間数)
- 短期養成施設の教育カリキュラムの編成(科目・時間数)
- 各科目の教育目標及び教育内容とその示し方 等

② 実習の在り方の検討事項

- 目標及び教育内容、時間数
- 教員及び実習指導者の要件
- 実習施設の基準 等

③ その他の検討事項

- 施設整備の要件(必要な規制緩和や要件の弾力化)
- 国家試験の在り方
- 実務経験の範囲
- 自己研鑽の在り方及び職能団体等による卒後研修の在り方
- 業務対象、職域の範囲 等

検討の進め方(案)

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会

WG

平成19年12月
第1回

・精神保健福祉士の取り巻く環境の変化を踏まえた現状と全体としての在り方の検討

平成20年1月
第2回

・教育カリキュラムについての検討
(社会福祉士及び介護福祉士法改正を参考に共通科目を検討)

平成20年1月～2月 中間報告

→共通科目関係各省令、告示、通知改正作業

平成20年2月～

・保健福祉系大学等における指定科目及び基礎科目の検討
・一般養成施設及び短期養成施設における教育カリキュラムの編成 等

検討会と並行して作業

平成20年7月目途として 検討会報告書